

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が付けて請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に一般嘱託社員として雇用され、会社の事業場において交通事故の保険金支払い等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日にCクリニックを受診したところ、「うつ病」と診断された。請求人によると、上司の嫌がらせ、いじめ、厳しいノルマ、配置転換等により、同年〇月頃から、倦怠感、不眠及び抑鬱気分などが出現したという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①平成〇年〇月から請求人の上司となったDから、仕事が面白くないのか、だらだら歩くななどの言動を受けるなど、嫌がらせ、いじめを受けたこと、②同月から、1か月間の事故処理件数100件の厳しいノルマを課されたこと、③平成〇年〇月、上記ノルマを達成できなかったペナルティとして配置転換となったこと等を主張するので、以下検討する。

(4) ①について検討すると、請求人は、Dから、要旨、「私は仕事をするために来た。請求人の指導をするつもりはない。請求人とは一緒に食事をしたくない。仕事が面白くないのか。仕事を辞めるなら相談に乗る。だらだら歩くな。ファックスは使わせない。」などとひどい言動（以下「本件言動」という。）を受けたと主張する。

しかしながら、一件記録を精査するも、請求人がDから本件言動を受けたことを確認することができる客観的な資料を見いだすことはできない。また、Dは、要旨、「私は、請求人に対しては業務上の注意をしたことはもちろんあるが、それほど頻度が高いものではなかったと思う。私は、以前の勤務地からの古い付き合いで障害を持っている社員を知っているので、障害のある人に対し

て配慮に欠けるような発言をすることは決してない。」と述べ、Eは、要旨、「Dとは2年半ほど同じ職場で働いたが、同人が、請求人の障害を知ったうえでだらだら歩くななどということは100パーセントない。」と述べている。さらに、会社関係者は、要旨、「請求人は顧客への対応に不十分な点があり、顧客からのクレームが他の担当者に比べ格段に多かった、請求人がファックスを使うことを禁止したのは、常識で考えれば送信してはいけないとすぐわかるような顧客の個人情報に誤送信してしまったため、やむを得ず行った措置である。」と述べている。

上記の事情を踏まえれば、Dの請求人に対する本件言動は、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当たるとみるのが相当であり、Dの請求人に対する対応は、請求人の不適切な事務処理について、業務指導の範囲で指導・注意を行ったものであったと考えられ、その程度も殊更強いものであったとは認められないことから、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(5) ②について検討すると、請求人は、平成〇年〇月から、1か月間の事故処理件数100件と厳しいノルマを課されたと主張するが、会社関係者は、当該事故処理件数は単なる努力目標で、強く達成を求められるものではなく、達成できなかった場合のペナルティもなかった旨述べている。一件記録を精査するも、請求人が同目標を達成できなかったことで、給与の減額など何らかの不利益が課されたことも認められないことから、当審査会としては、決定書理由に説示のとおり、認定基準別表1の具体的出来事として評価することはできないと判断する。

(6) ③について検討すると、請求人は、上記(5)のノルマが達成できなかったペナルティとして、平成〇年〇月に、書類や倉庫の整理などの庶務業務に事実上の降格である配置転換となったと主張する。この点、会社関係者は、請求人が庶務業務に移ったことで、処遇が落ちたこともなく、降格でもなかった旨述べている。請求人が同業務の担当となったことは、請求人の業務への適性をみて、顧客との接点のない業務に変更したにすぎず、降格とはいいい難いものであるところ、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」（平

均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当てはめても、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(7) このほか請求人は、①平成〇年〇月頃から会社合併の準備作業の負担が過重となった、②配置転換後の同年〇月頃、書類整理中に脚立から転落して痛みをこらえながら仕事をした、③恒常的な長時間労働があったなどと主張するが、会社関係者の申述等を含む一件記録によれば、請求人のこれらの主張を認めるに足る十分な事情を確認することはできなかった。

(8) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が2つであるから、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。

(9) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。